

平成23年12月27日

文部科学省の環境放射能水準調査に係るモニタリングの見直しに伴う
県のモニタリングの見直しについて

文部科学省では福島第一原子力発電所の事故を受け、全国における環境放射能水準調査によるモニタリングを強化してきましたが、福島第一原子力発電所の原子炉の状態が比較的安定し放射性物質の放出量が少なくなったことから、モニタリング体制を12月28日から見直すこととなりました。

県ではこれまで、この国の調査の他に独自に水道水、大気浮遊じん等の調査を行ってきましたが、水道水からはこれまで放射性物質が検出されていないこと、大気浮遊じんからも6月20日以降検出されていないことから、県のモニタリングについても12月28日から別紙のとおり変更することといたしました。

なお、調査結果については従前どおり県ホームページで公表いたします。

参 考：石川県HP <http://atom.pref.ishikawa.lg.jp/resource/genan/1F2011/1F20110311.html>

原子力安全対策室
県庁内線 4232
直 通 076(225)1465

国のモニタリングの見直し(参考)

調査項目*1	福島第一原発 の事故前	現行 (事故後に強化)	今回の見直し後 (12月28日以降)
空間線量率 (高さ10m以上:本県 は高さ17m)	1時間毎	1時間毎	1時間毎
空間線量率 (高さ1m)	測定せず	毎日	当面月1回
定時降下物	毎月(1か月分を採 取して測定)	毎日	毎月(1か月分を採 取して測定)
水道水 (蛇口水)	年1回(1日分を採取 して測定)	毎日	3か月毎(3か月分を 採取して測定)

*1 測定は県（保健環境センター）が実施し、国へ報告している。

県独自のモニタリングの見直し

調査項目	福島第一原発 の事故前	現行 (事故後に強化)	今回の見直し後 (12月28日以降)
大気浮遊じん	月2回(約2週間分を 採取して測定)	毎日	月2回(約2週間分を 採取して測定)
水道水 (原水)	測定せず	毎日	測定せず*2

*2 監視強化以後、一度も検出されていない。